
南越前町

国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改定

南越前町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第1章 本町の地域特性	2
1 地勢と自然	2
2 過去における災害の例	2
3 町の現状と将来想定	3
(1) 将来人口	3
(2) 公共施設・インフラ	4
第2章 将来的な被害と想定されるリスク	7
1 自然災害の想定	7
(1) 想定される災害の種類	7
(2) ハザードマップに見る災害想定	7
2 想定されるリスクの考え方	9
第3章 本町における強靱化の基本的な考え方	11

第4章 本町における強靱化の推進	13
1 施策の体系	13
2 検討プロセス	14
3 本町における強靱化の施策	15
(1) 行政機能/警察・消防等/防災教育等	15
(2) 住宅・都市	16
(3) 保健医療・福祉	18
(4) エネルギー	18
(5) 金融	19
(6) 情報通信	20
(7) 産業構造/農林水産	20
(8) 交通・物流	22
(9) 国土保全/環境	23
(10) 土地利用・国土利用	23
4 本町における横断的取り組みの推進	24
(1) 災害マニュアル、データベースの整備	24
(2) 地域社会の担い手確保	24
(3) 基盤・施設の横断的な優先順位付け	25
第5章 計画の進捗管理	26
1 分野横断的な推進体制の確立	26
2 進捗状況の確認と公表	26
3 計画の弾力的な見直し	26
4 国及び県への財政支援の要請	26

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、法という。）を制定し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。その後、中長期的な見通しに基づき、国土 強 靱 化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和 5 年 6 月に法改正が行われ、同年 7 月には、新たな基本計画が策定されています。

本庁においても、いかなる災害が発生しようとも住民及び地域社会が迅速に復旧し、持続することを目指し、町として予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を整理して、これまで取り組みが難しかった分野横断的な施策を実施するため、令和 3 年 3 月に「南越前町国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、町土の強靱化を推進してきました。

この度、計画査定後概ね 5 年が経過し、令和 4 年 8 月の大雨災害をはじめ、近年の災害から得られた知見の反映や社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き強靱な地域づくりを推進するため、本計画を改定します。

2 計画の位置づけ

基本法第 13 条の規定に基づき策定する「地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。また、基本法第 14 条の規定に基づき国の基本計画と調和を保つとともに、「福井県国土強靱化地域計画（令和 7 年 3 月）」（以下、「県計画」という）と調和・連携を図っていきます。

このため、「南越前町地域防災計画（令和 7 年 3 月）」（以下「地域防災計画」という）との整合を図りながら、県計画の基本目標である「人命の保護」「重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」に向けた取り組みを体系的に整理したものとなっています。

3 計画期間

計画の期間は、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して概ね 5 年とし、必要に応じて見直しを検討します。また、大規模自然災害からの教訓等、新たな知見が得られた場合は、随時見直しを行います。

第1章 本町の地域特性

1 地勢と自然

本町は福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は越前市、越前町と池田町、東及び南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接しています。町の中央を日野川が北流し、北陸自動車道、国道8号、国道305号、国道365号、国道476号、ハピラインふくい、JR北陸新幹線が南北に走っています。町土面積は福井県全体の8.2%にあたる343.69平方キロメートルとなっています。地形は極めて急峻であり、総面積の約92%が山林で占められています。

平成17年1月に南条町、今庄町、河野村が合併し、「南越前町」が誕生しました。この旧3町村は、現在でも本町の地区としての区分となっており、各地区の災害特性も異なります。

田倉川や鹿蒜川などが合流した日野川が町の中央を南北に流れており、主に南条地区と今庄地区では谷筋に集落が散在し、日野川沿いに市街地が形成されています。この川沿いに南条地区の平野部が開け、越前市に連なっています。一方、日本海に面する河野地区では海岸沿いに集落が連なり、後背地が急峻な崖となっており、標高差200～300メートル平均斜度35度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸となっています。

気候は平野部と山間部、海岸部とで大きく異なります。平野部は内陸型で比較的温暖ですが、山間部は寒暖の差が激しく、県下有数の多雪地帯で、昭和51年には今庄地区が特別豪雪地帯、その他の地区は豪雪地帯に指定されています。一方海岸部では、対馬海流の影響により温暖な気候で、積雪量はほとんどありません。

2 過去における災害の例

過去における災害の代表例として、昭和38年の三八豪雪を上げることができます。それ以前にも山間部では複数回の豪雪被害が発生しています。また、明治から昭和にかけて、大火災、山地崩壊・土砂流出、水害による土砂流出、台風被害がいずれも複数回発生しています。

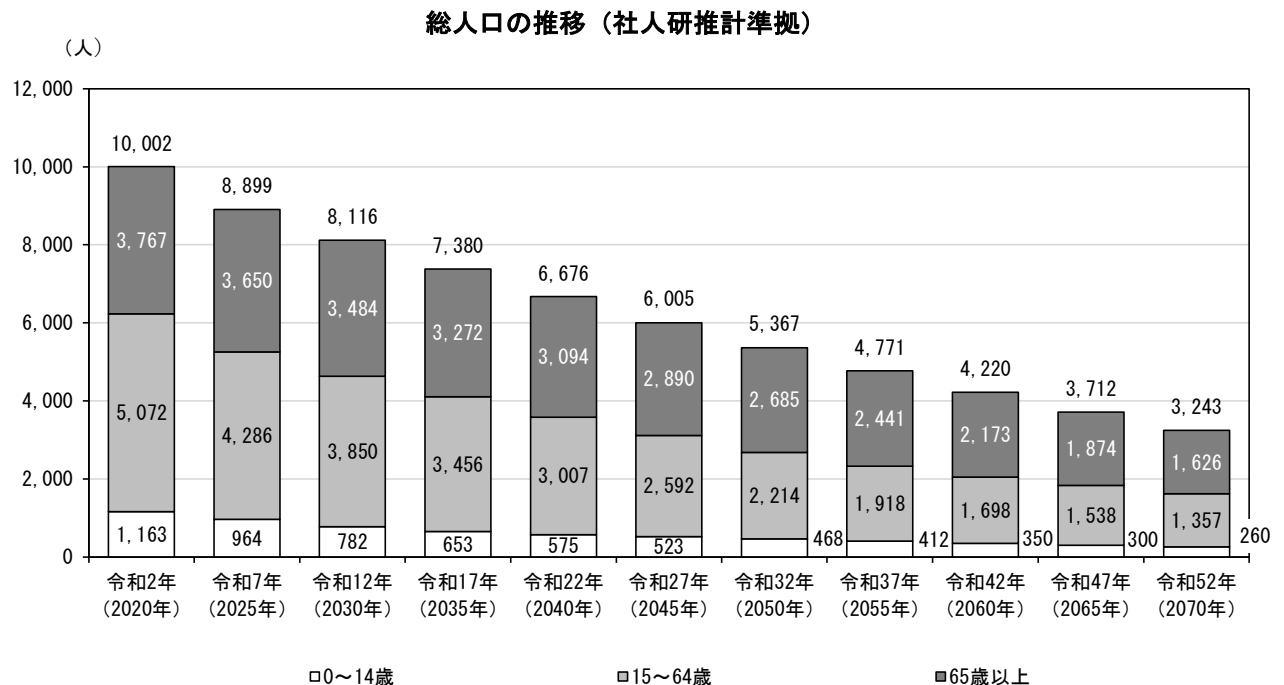
また、令和4年8月には断続的に猛烈な雨が降り記録的な大雨を観測し、家屋・田畑への浸水被害や堤防被害が発生しました。鹿蒜川護岸崩壊(南今庄)他、国道365号護岸・道路損壊(合波)、県道今庄杉津線落橋(大桐)、北陸自動車道、国道8号、国道476号で通行止めとなりました。また、路肩や法面崩壊等による、林道、作業道および治山施設への被害、河川の氾濫等による土砂流入等により、耕地や農作物等が被害を受けました。災害救助法、被災者生活再建支援法の適用、激甚災害の指定など未曾有の災害となりました。

3 町の現状と将来想定

(1) 将来人口

「南越前町人口ビジョン（改訂版）（令和 7 年 3 月）」には、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の推計に準拠した町の将来人口が示されています。

これによると、町の人口は令和 2 年（2020 年）に約 10,000 人でしたが、令和 17 年（2035 年）には約 7,400 人、令和 27 年（2045 年）には約 6,000 人、令和 37 年（2055 年）には約 4,800 人となることが予想されています。特に生産年齢人口（15～64 歳）は、令和 2 年（2020 年）の約 5,100 人から、令和 27 年（2045 年）には約 2,600 人、令和 37 年（2050 年）には約 1,900 人まで減少すると見込まれています。



資料：南越前町人口ビジョン（改訂版）

人口の減少、特に働き盛りの世代の減少は、町内の人材不足に直結する大きな問題です。これに伴って、地域産業の担い手はもとより、消防団や自主防災組織などの担い手がますます不足することが懸念されます。

(2) 公共施設・インフラ

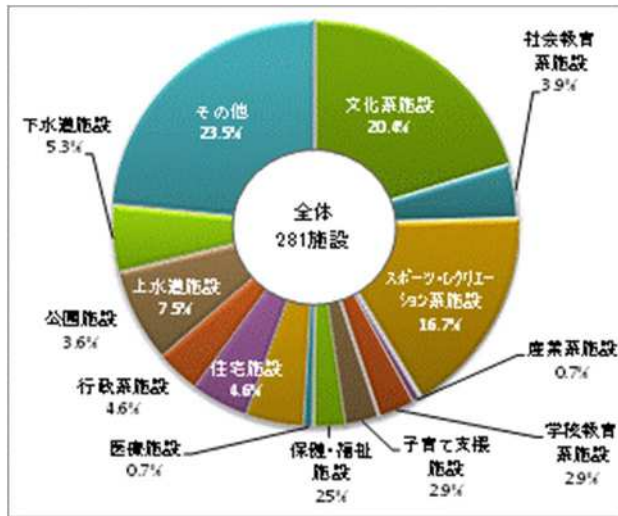
「南越前町公共施設等総合管理計画」によると、町の有する公共施設の施設数及び延べ床面積は以下の通りとなっています。これによると、施設数では集会施設とレクリエーション施設・観光施設、上水道施設が、延床面積では学校、集会施設、レクリエーション施設・観光施設が多くなっています。これらの施設の多くは災害発生時の避難場所や支援物資の集配拠点になると見込まれることから、災害発生時とその復旧に向けても重要な役割を担っているということが出来ます。

公共施設の類型別数量（令和3年4月時点）

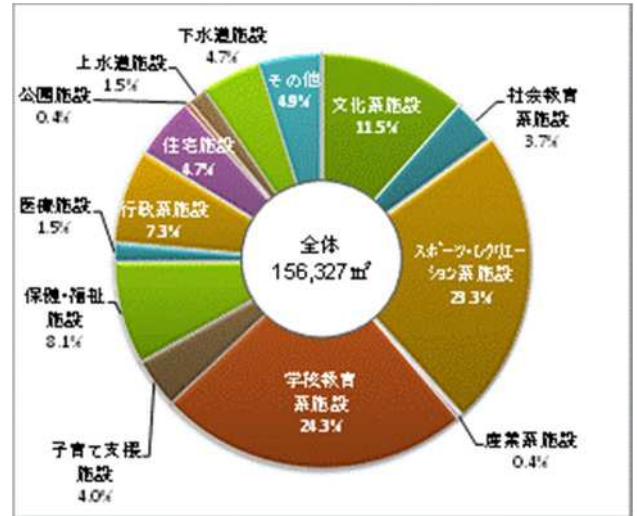
平成28年4月時点						令和3年4月時点			
大分類	中分類	施設数 (ヶ所)		延床面積 (㎡)		施設数 (ヶ所)	構成比	延床面積 (㎡)	構成比
			構成比		構成比				
文化系施設	集会施設	56	19.9%	16,469	10.5%	58	20.4%	16,970	10.8%
	文化施設	1	0.4%	1,632	1.0%	1	0.4%	1,632	1.0%
社会教育系施設	図書館	3	1.1%	2,742	1.8%	3	1.1%	2,194	1.4%
	博物館等	9	3.2%	2,635	1.7%	9	3.2%	3,014	1.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	3.2%	8,711	5.6%	9	3.2%	8,601	5.5%
	レクリエーション施設・観光施設	38	13.5%	27,678	17.7%	36	12.6%	27,578	17.6%
産業系施設	産業系施設	2	0.7%	652	0.4%	4	1.4%	1,164	0.7%
学校教育系施設	学校	7	2.5%	37,704	24.1%	7	2.5%	37,335	23.8%
	その他教育施設	1	0.4%	278	0.2%	1	0.4%	278	0.2%
子育て支援施設	幼保・こども園	4	1.4%	4,664	3.0%	4	1.4%	4,707	3.0%
	幼児・児童施設	4	1.4%	1,441	0.9%	4	1.4%	2,463	1.6%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	0.7%	6,510	4.2%	2	0.7%	6,510	4.2%
	保健施設	2	0.7%	1,189	0.8%	—	—	—	—
	その他社会保健施設	3	1.1%	4,811	3.1%	3	1.1%	4,811	3.1%
医療施設	医療施設	2	0.7%	2,399	1.5%	2	0.7%	2,399	1.5%
行政系施設	庁舎等	3	1.1%	8,878	5.7%	5	1.8%	8,141	5.2%
	消防施設	10	3.6%	2,521	1.6%	10	3.5%	2,634	1.7%
住宅施設	公営住宅	9	3.2%	6,547	4.2%	14	4.9%	8,787	5.6%
	その他住宅施設	4	1.4%	875	0.6%	3	1.1%	803	0.5%
公園施設	公園施設	10	3.6%	590	0.4%	10	3.5%	590	0.4%
上水道施設	上水道施設	21	7.5%	2,342	1.5%	21	7.4%	2,342	1.5%
下水道施設	下水道施設	15	5.3%	7,413	4.7%	15	5.3%	7,413	4.7%
その他	その他	66	23.5%	7,647	4.9%	64	22.5%	6,496	4.1%
合計		281	100.0%	156,327	100.0%	285	100.0%	156,862	100.0%

資料：南越前町公共施設等総合管理計画

分類別施設数の割合



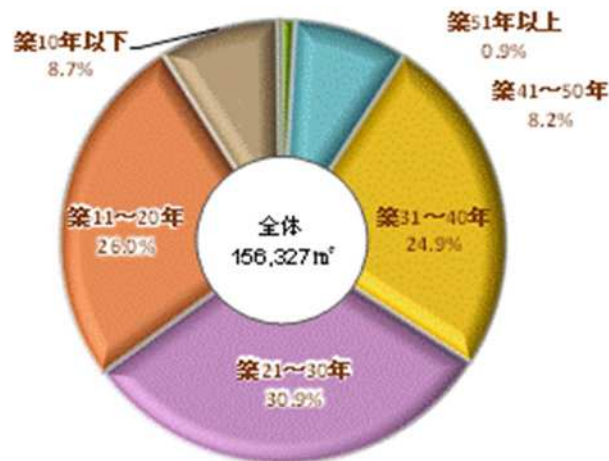
分類別延床面積の割合



資料：南越前町公共施設等総合管理計画

これらの公共施設の築年数割合（延床面積）をみると、「築 51 年以上」「築 41～50 年」「築 31～40 年」をあわせて 34.0%、「築 21～30 年」が 30.9%となっており、全体の 6 割超が築 21 年以上となっており、老朽化が進みつつあることがうかがえます。

公共施設の築年数割合（延床面積）



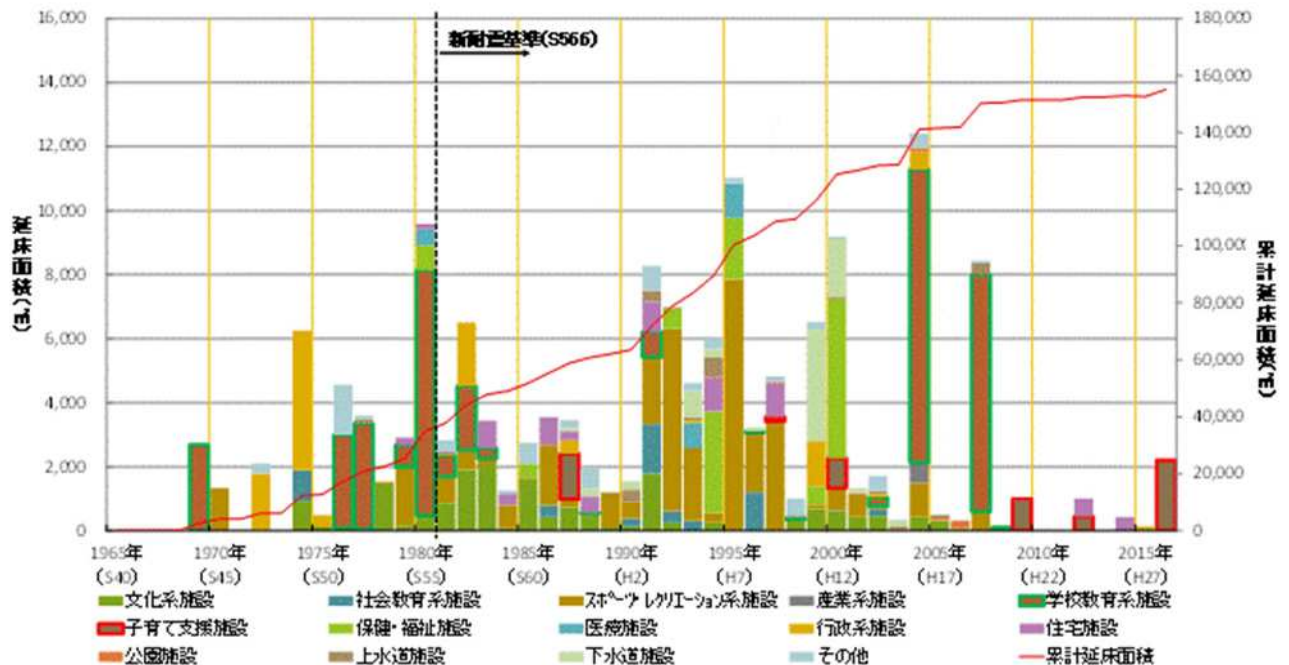
資料：南越前町公共施設等総合管理計画

町の公共施設の類型ごとに、整備年度別の延床面積を示すと以下のようになり、築 31 年以上かつ新耐震基準（昭和 56 年導入）以前に整備された施設がかなり存在していることがわかります。特に昭和 45 年（1970 年）から昭和 55 年（1980 年）にかけて、学校教育系施設が多く整備されていることがわかります。

この中で、新耐震基準導入後に整備された施設についても平成 2 年（1990 年）から平成 12 年（2000 年）にかけてスポーツ・レクリエーション系施設を中心として多くの施設が整備されていることがわかります。

これらの施設の多くは災害発生時の避難場所や支援物資の集配拠点になると見込まれる一方、老朽化が進みつつあることから、町として公共施設の大幅な改修や更新を考えなければならない時期が迫っているといえます。

本町における施設類型別・整備年度別延床面積整備状況（公共施設）



資料：南越前町公共施設等総合管理計画

第2章 将来的な被害と想定されるリスク

1 自然災害の想定

(1) 想定される災害の種類

本町において想定される自然災害の種類を以下の表に示します。第1章に示した自然条件を考慮して、大雨による土砂災害や降雪による被害、地震による被害などが想定され、このうち土砂災害については今庄地区における山間部の谷筋の多さや深さ、河野地区における急峻な地形の影響などから、大きな被害の発生が懸念されます。

本町において想定される自然災害の種類

自然現象	災害の種類	災害の例	災害の結果起こる被害
大雨	土砂災害	土石流、崖崩れ等	土砂災害等による集落の孤立
	水害・洪水	堤防決壊、内水氾濫	
降雪	豪雪	—	家屋の倒壊、集落の孤立
	雪崩	—	家屋及び道路の被害
地震	土砂災害	崖崩れ等	道路の寸断による集落の孤立
	ライフライン被害	ライフラインの寸断による生活利便性の大幅低下	
	ため池決壊	建物・人命被害	家屋及び道路の被害
	火災		
津波			

(2) ハザードマップに見る災害想定

本町では、令和6年度に防災の手引きを改訂、洪水・土砂災害、地震、津波のハザードマップを令和4年度に改訂しました。本町のハザードマップから、本町の災害リスクを可視化することができます。

ア 土砂災害、水害・洪水

日野川水系日野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、南条地区の平野部の多くが浸水深 0.5m～3.0mもしくは 3.0m～5.0mの洪水浸水想定区域であり、平野と山地の境に土砂災害警戒区域が分布しています。

今庄地区においても、日野川及び日野川支流からの洪水が懸念されますが、特に日野川支流沿いの集落の後背地が山林であることから、多くの土砂災害警戒区域が指定されています。

河野地区においては、海岸を有することから、津波及び高潮の危険性があることに加え、海岸沿い及び内陸集落の多くが土砂災害警戒区域に指定されています。

土砂災害警戒区域の指定状況を以下に示します。

土砂災害警戒区域の指定状況（箇所数）

	土石流	急傾斜地	地すべり	合計
警戒区域	223	326	6	555
うち特別警戒区域	183	323	0	507

資料：福井県ホームページ（砂防防災課）：令和 7 年 1 月 21 日現在

イ 降雪

昭和 60 年（1985 年）以降の大きな積雪として、年合計では平成 18 年（2006 年）の 842cm、最深積雪では平成 23 年（2011 年）の 244cm が記録されています。

近年は地球温暖化の影響等により降雪量が減少傾向にあると考えられますが、積雪時に気温が上昇することにより、雪崩などが発生しやすいと考えられ、降雪による災害リスクは依然として高いと考えられます。

ウ 地震

海岸北部の甲楽城、糠（河野地区北部）で震度 7 が予測されています。また、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯及び甲楽城断層の近傍となる町西部、町北部の日野川氾濫原、日野川支流沿いの谷底平野で震度 6 強及び震度 6 弱、南条地区及び今庄地区の山地では震度 5 強となります。

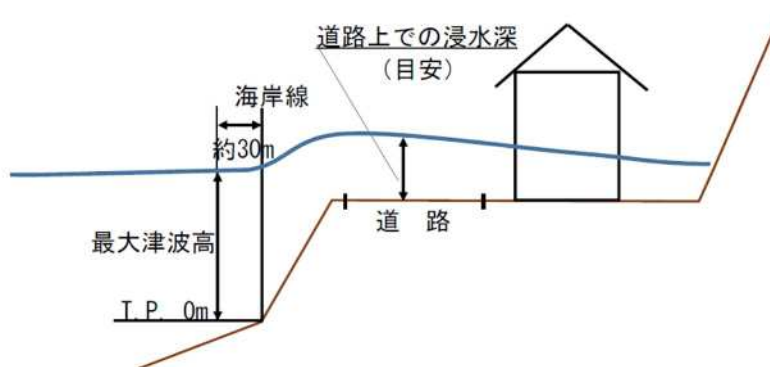
エ 津波

福井県は令和 2 年津波浸水想定図を公表していますが、これは国が示した日本海側統一の津波断層モデルと計算手法を用いて想定したものです。これによると、福井県嶺北沿岸部に位置する F52 断層の影響によりマグニチュード 7.34 の地震が発生した場合の河野地区における津波到達時間は、最短で 18 分、最大津波高は 2.7m、また国道 305 号における浸水深は、0.3m～1.5m が最も高い数値となっています。平成 24 年に福井県が独自の方法で検討を行い公表した津波浸水想定と比べ、全海岸線での最高津波高の平均は 0.5m 低下し、浸水面積は約 46%縮小しましたが、一方で、一部、陸地に近接した断層の影響により、全般的に津波の到達時間が短くなる傾向となっています。

なお、「若狭湾沿岸海岸保全基本計画（福井県平成 14 年 6 月策定、平成 28 年 3 月変更）」では、旧河野村（現在の河野地区）を含む越前海岸ゾーンについて、「冬季の高波浪による越波被害が生じており、越波対策が必要」との認識が示されています。

地点別の津波高と最短津波到達時間

地点名	津波が最も高くなる断層	最大津波高	最短津波到達時間	住宅がある区間の道路上での浸水深（目安）	道路名
糠	F52	1.9m	45 分	浸水なし	(国)305 号
甲楽城	F52	1.9m	18 分	0.3～1.5m	(国)305 号
河野	F52	2.7m	20 分	浸水なし	(国)305 号
大谷	F52	2.0m	30 分	浸水なし	(国)305 号



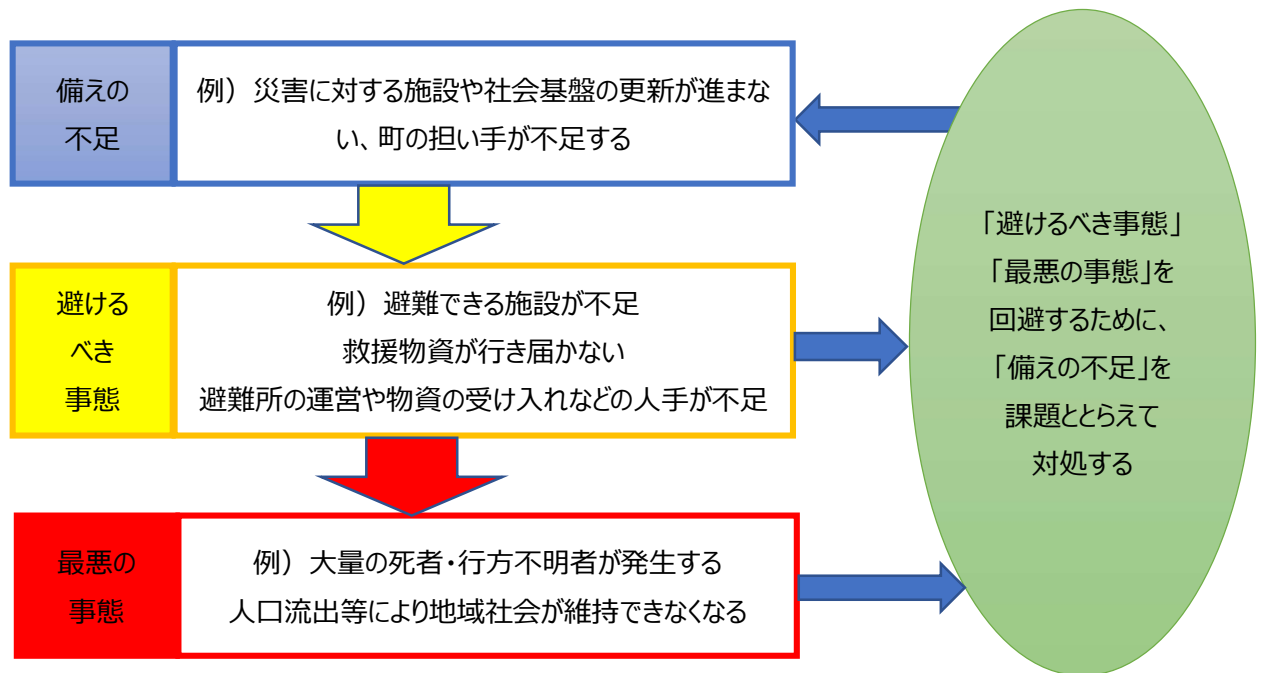
2 想定されるリスクの考え方

本町において想定されるリスクは複数段階に分けて考えることができます。通常、大災害が発生すると、それが直ちに大被害につながるということにはなりません。災害に対する施設や社会基盤、人的・組織的な備えがしっかり整備されていれば、避難できる施設の不足、救援物資が行き届かないといった「避けるべき事態」をある程度避けることができ、ひいては大量の死者・行方不明者の発生、人口流出等により地域社会が維持できなくなるといった「最悪の事態」を回避できる可能性が高まります。

このような「避けるべき事態」や「最悪の事態」を引き起こしかねない「備えの不足」が放置されることが問題であり、これこそが「避けるべき事態」であると考えられます。（「避けるべき事態」を放置することによって、「最悪の事態」を迎える可能性が高まるのです。）

本町では、これら「備えの不足」を町の課題としてとらえ、これが放置されることにより発生しかねない「避けるべき事態」を、想定されるリスクとして整理しています。

想定されるリスクと対処の考え方



第3章 本町における強靱化の基本的な考え方

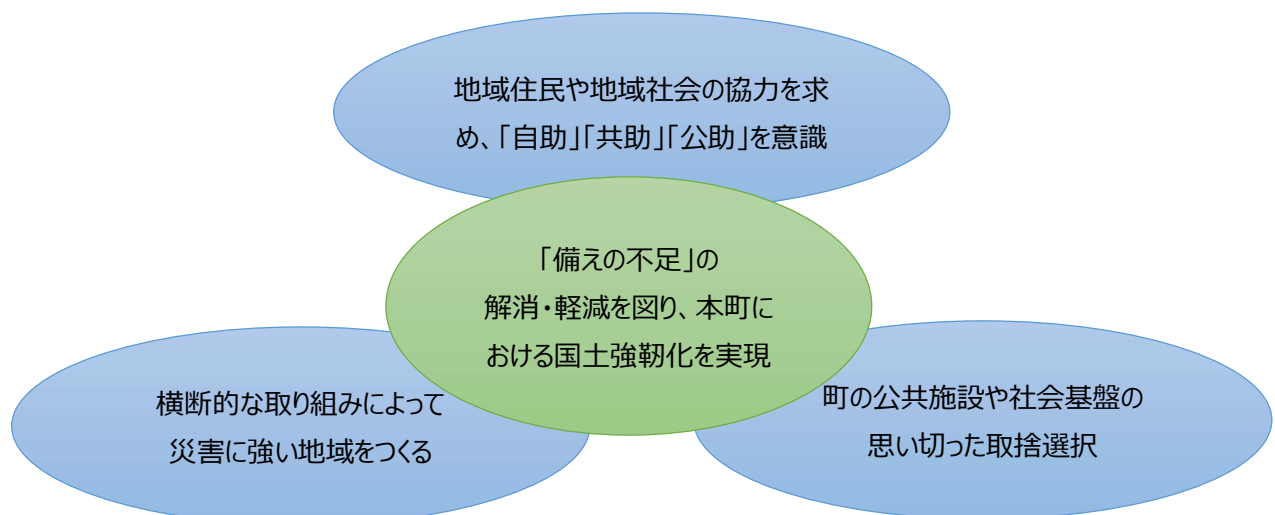
本町においては、起きてはならない「最悪の事態」の前に発生する「避けるべき事態」を回避するため、「備えの不足」を町の課題ととらえ、この課題の解消と軽減に向けた取り組みを明らかにします。取り組みを明らかにするにあたり、三つの重要な点があります。

一つは、国土強靱化の計画は単に災害に対処するだけでなく、災害発生からの地域社会の立ち直りを意図したものであり、防災分野のみならず、社会基盤・施設整備、産業の振興、健康づくりなど、横断的な取り組みによって災害に強い地域をつくり、災害から早期に立ち直るための取り組みを列挙しているという点です。このため、従来の防災関係の計画と比較して、より広い分野をカバーする計画となっています。

もう一つは、町の公共施設や社会基盤の思い切った取捨選択です。町内各地区には、これまで多くの施設が整備され現在でも維持されていますが、その中には老朽化が進み、財政状況から補修が進まないことに加え、利用者が少なく、災害時の避難等の観点から立地場所や機能の面で災害対応に相応しいと言えない施設もあります。こうした施設については、町の持続性の観点から施設の機能集約や補修等の優先順位付けによって、より重要な施設を守っていく必要があり、その重要性を図る観点の一つとして災害時の対応があると考えます。本計画では、住民の皆さんが安心して避難ができ、地域社会を維持していくために欠かせない施設機能の維持と多目的化による集約を図ることを掲げています。

最後の一つは、町が地方公共団体として取り組むべき施策を整理するとともに、地域住民や地域社会の協力を求める、「自助」「共助」「公助」を意識した計画となっている点です。本町は人口減少と高齢化が進み、地域社会の担い手が減少しており、地区によっては自主防災組織をつくることも困難な状況にあります。こうした中で、住民どうしの声掛けや安否確認などにより、住民の孤立化を防ぎ、安全で暮らしやすい地域社会をつくるためには、住民の皆さんの協力が欠かせません。こうした住民の協力を求める取り組みを施策の一つとして明らかにしています。

本町における強靱化の基本的な考え方



本計画における目標として、下記の「基本目標」と3つの「基本目標の実現に向けた活動目標」を設定します。

本町における強靱化の目標

基本目標：いかなる災害が起きても力強く立ち直る、備えが充実したまち

基本目標
の実現に
向けた
活動目標

地域住民や地域社会と行政が一体となった、「自助」「共助」「公助」による備えの実現

行政における「縦割り」を脱した、分野横断的な取り組みの推進

真に必要な公共施設や基盤の整備に向けた、思い切った取捨選択の実現

第4章 本町における強靱化の推進

1 施策の体系

本計画の施策は、国土強靱化基本計画における、「個別施策分野」及び「横断的分野」に従い、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の低減、すなわち、「備えの不足」に対する施策を分野別に記載しています。その中で、既存の取り組みと並んで町の持続性を意識して、町内の公共施設や社会基盤の統廃合や複合化の推進を大きく取り上げています。

一方で、町内各分野における人材不足への対応やコミュニケーションの対応などは、分野ごとに担い手を確保し取り組みを進めることが困難になりつつあります。また、公共施設や社会基盤の統廃合や複合化に向けた優先順位付けなども分野横断的な取り組みが必要です。こうした取り組みは「横断的施策」として取りまとめ、全庁的な推進体制の下で推進していきます。

2 検討プロセス

本計画の策定にあたり、本町では以下のプロセスで検討を進めてきました。ここでは国の示したガイドライン※を参考としながら、本町独自のアプローチをとっています。

まず、国土強靱化を検討するにあたり、「基本的考え方」の整理を行っています。ここではリスクシナリオのあり方を検討し、起こりえる「最悪の事態」を事態の結末ととらえ、その前に起こる「避けるべき事態」、さらにその原因となる「備えの不足」を整理し、「備えの不足」こそが町として対処すべき課題であるという整理を行っています（第2章3 想定されるリスクの考え方）。

この考えに基づき、庁内各課への調査によって取り組みの現状把握や各課の問題意識の明確化を図っています。そして県のリスクシナリオと町のリスクシナリオの対比を行い、両者の整合を図っています。

この個別課題と横断的課題に基づき、本章「3 本町における強靱化の施策」を検討しています。

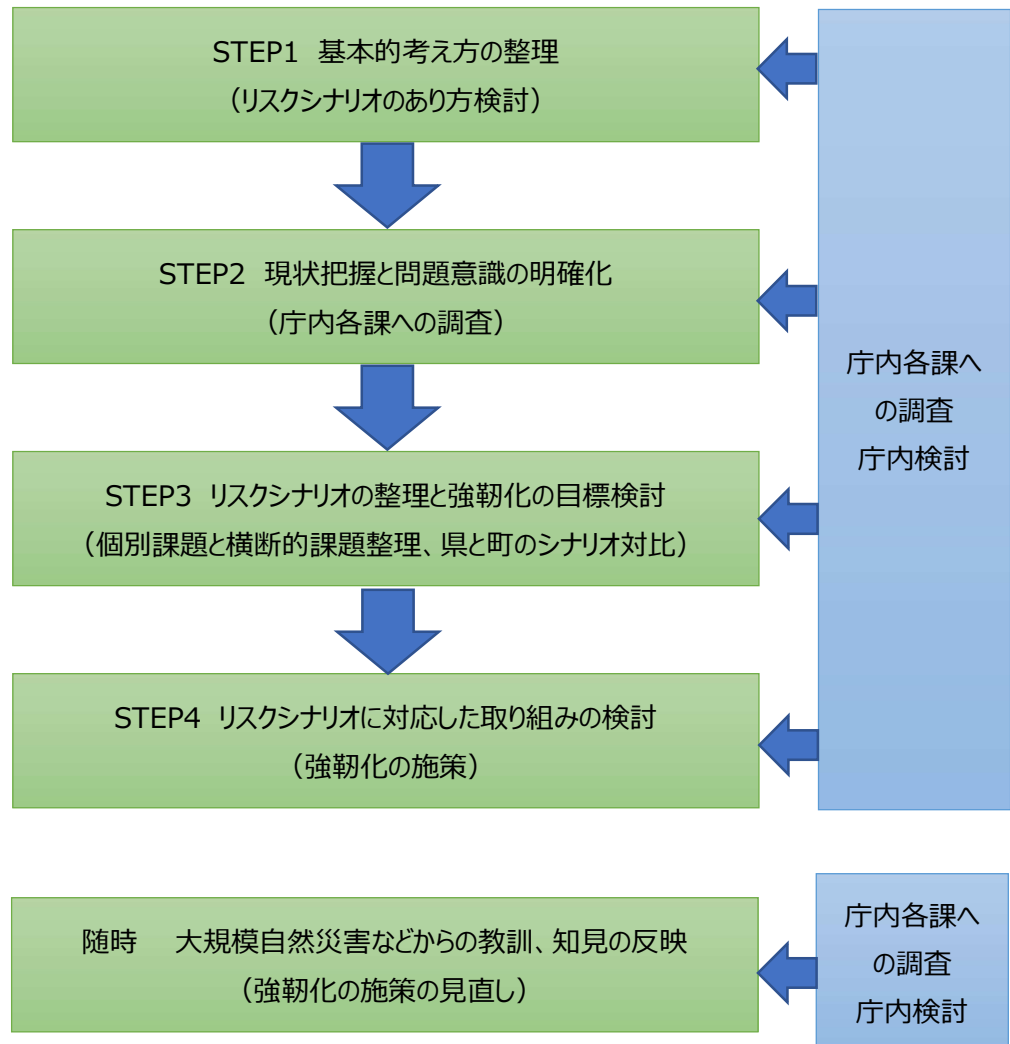
このように、リスクシナリオのあり方から検討し、住民意向と庁内の問題意識を合わせて検討したところが本町独自のプロセスとなります。

また、近年の災害から得られた知見の反映や社会情勢の変化等を踏まえ、新技術等の活用による町土強靱化の高度化や地域における防災力の一層の強化などの取り組みを強化することができる施策を随時検討し見直しを図ります。

※『国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編』（令和2年6月）

内閣官房国土強靱化推進室

本町における国土強靱化地域計画の検討プロセス



3 本町における強靱化の施策

(1) 行政機能/警察・消防等/防災教育等

ア 公共施設、災害時の拠点機能

- ① 公民館や集会所、文化会館等、災害時の避難場所となることが想定される公共施設について、老朽化が進んでいる施設が多いことから、施設更新に向けた検討を行います。検討に際しては、施設本来の用途に加え、災害時の避難・備蓄等の利用が可能か、災害時においても安全が確保されるかといった観点から立地場所の評価を行います。
- ② 評価結果を踏まえ、町として施設更新や大規模補修の優先順位をつけ、より優先順位の高いものから老朽化対応を行い、立地場所に防災上の問題がある場合は移転を含めた対応を行います。これによって、耐震基準に適合した堅牢な施設を確保します。また、需要の少ない施設や使用されていない施設については、災害発生時の物資輸送や避難等の障害とならないよう廃止や解体に取り組みます。
- ③ 老朽化が進んだ公共施設のうち、規模や機能等の要因から維持管理の負担が大きなもの、及び水害時等に防災拠点としての役割を果たすことが困難な施設については、町内各地区に必要な施設機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び複合化を推進します。
- ④ 各地区の集会所については、その多くが一時避難施設に指定されている一方で耐震基準を満たしていないことから、旧耐震基準建築物(S56. 5. 31 以前着工)の耐震診断業務を行います。
- ⑤ 小中学校等教育施設については、学校施設長寿命化計画に基づく、計画的施設の更新を図ることとあわせて、町内各地区の実情に配慮しながら統廃合を進め、災害時の避難場所として十分かつ堅牢な施設を整備します。
- ⑥ 消防庁舎の長寿命化を図るため改修を推進し、災害発生時の消防機能の維持を図ります。あわせて、消防ポンプ自動車をはじめとする緊急自動車等を格納する車庫を整備し、消防車両や消防機械器具等の計画的更新を図ります。

■ 数値目標

基本目標	単位	現状値	削減後
公共施設延床面積（長寿命化と施設総量の適正化）	m ²	156,327	109,429

資料：南越前町公共施設等総合管理計画

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
公共施設個別施設計画に基づく施設統廃合の実施率	%	41	50

資料：各課調べ

イ 防災基盤

- ① 公共施設の統廃合の施設更新に合わせて備蓄倉庫を確保し、大規模災害に対応した備蓄体制の確立を図ります。
- ② 防火水槽を整備するとともに既設の防火水槽の適切な維持管理に努め、適切な消防水利を確保します。
- ③ 幹線道路及び生活道路における消雪施設の整備に努めるとともに、道路改良の促進に努め、大雪や災害発生時における円滑な道路交通を確保します。
- ④ 緊急時の物資や人員の輸送を確実にを行うため、大雨等の天候不順にも対応できるヘリコプターの着陸場所を確保します。
- ⑤ 下水道の応急復旧用機材の整備を図ります。

■ 数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
除雪路線の延長	m	212,608	214,046
無雪化計画に沿った消雪路線の整備 (消雪路線数)	路線	48	48
小型除雪車の貸与 (貸与台数)	台	19	22

資料：各課調べ

ウ 災害時の体制確保

- ① 災害時の対応体制について、全庁的な対応を図る取り組みと旧町村等地区ごとの対応を行うものを区分したうえで庁内の共有を図り、旧町村等地区ごとに必要な施設機能や人員の役割を明確化します。
- ② 常備消防の人員及び体制を適切に確保するとともに、消防団等の非常備消防の人員を確保することにより、十分な消防防災体制を確保します。
- ③ 甚大な被害発生時には県や他の自治体への応援要請を行います。その際に庁内における応援要請時の役割分担の明確化を図ります。あわせて、他自治体や民間事業者との応援協定や業務委託を推進するとともに、受援計画に基づき応援があった場合の受入れ体制を確保します。

(2) 住宅・都市

ア 住宅耐震化の促進

町の補助制度等に関する情報提供や耐震化への啓発活動を通じて、住宅の耐震化を促進します。

イ 遠距離通勤の支援による定住者確保

遠方通勤への補助制度の利用促進など、遠方通勤の支援を通じて町内に定住する人材の確保を目指します。

ウ 町外からの移住促進

- ① 移住を検討する人が相談しやすい環境の確保に努め、移住希望者及び移住者の増加を目指します。
- ② 町営住宅の内装工事を通じて質の高い居住環境を確保し、移住者に住みよい環境を提供することを目指します。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
町営住宅の入居戸数	戸	101	118
長寿命化改修工事の実施（改修工事棟数）	棟	6	6
分譲宅地の利用促進（年度末における契約率）	%	95	96
年度ごとの町外からの移住者 ※移住定住施策による移住者	人	3	10

資料：各課調べ

エ 空き家対策の実施

空き家の増加に伴い「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の空き家も増加し、被災時の避難の妨げとなることが懸念されることがから、これらの危険空き家を「特定空き家等」に指定し、その状況把握とデータ化を進め、必要に応じて取壊しなど危険空き家対策を推進します。

オ 空き家に関する情報発信

売買や賃貸が可能で移住者等が居住できる空き家の情報収集を行い、空き家情報バンクの充実に努めます。また、空き家情報バンクの情報発信による周知に努め、町内における空き家活用の促進を図ります。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
空き家情報バンクの充実 (年度末における空き家登録数)	件	15	15

資料：各課調べ

(3) 保健医療・福祉

ア 要支援者・要配慮者の避難・救援体制の確立

- ① 避難行動要支援者及び要配慮者を正確に把握し、的確な避難誘導を実施するため、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者の情報を把握し、名簿の更新を毎年行います。あわせて、福祉避難所の対象者数の把握に努めます。
- ② 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援し、避難訓練の実施状況の確認を行います。
- ③ 避難行動要支援者の支援に向けた関係機関・団体との連携を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、見守りや声かけにつながる高齢者の社会参加を促すとともに、適切な避難ができるよう、健康づくりや介護予防活動を推進します。

イ 社会福祉施設をはじめとする災害時対応の普及啓発、訓練の実施

- ① 社会福祉施設等において災害時に的確な対応ができるよう、災害訓練の実施を支援し、あわせて社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路の点検を行うなど、災害発生時における施設入所者の的確な避難誘導の実現を目指します。
- ② 救急講習会の開催等による住民の知識普及に努め、応急手当等の実践的な訓練を行うとともに、要配慮者に対する防災知識の普及啓発に努め、高齢者や社会的弱者を含めた救命率の向上を目指します。

ウ 拠点的功能のあり方の検討

- ① 町内各地区における災害発生時の医療・救護体制の確立を図るため、地区医療救護拠点の場所と機能の明確化を図るとともに、地区医療救護拠点の場所や設置基準、救護拠点としてのあり方等の検討を行います。
- ② 小学校等の地区医療救護拠点のあり方とあわせて、地域医療救護拠点や民間医療機関との役割分担及び協力体制を検討し、町内各地区における医療体制の確立に努めます。
- ③ 医療救護所の設置場所や人員配置、医療機関相互の連絡調整方法など災害発生時の具体的な対応策を検討します。

■ 数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
町内の地域活動支援センターの設置	箇所	0	1

資料：各課調べ

(4) エネルギー

ア 送電線の安全確保

送配電設備付近の危険樹木について、地権者の同意を得ながら伐採を推進し、電線の寸断を防ぎます。

イ 非常用電源の確保

避難所等における非常用電源を確保し、照明や冷暖房の他、避難者の携帯電話の充電等の需要に対応します。【「(6) 情報通信」で一部再掲】

ウ 上水道

- ① 一部地域は地域特性から原水水質が変動しやすく、災害時には水質変動の可能性が高いことから定期的な水質検査を実施し、水質の確保に努めます。
- ② 24 時間 365 日水質状況が確認できるよう遠方監視システムの更新と機能強化に取り組み、水質管理体制の強化を図ります。
- ③ 周辺市町村や水道事業者との相互応援協定により、被災時における水道施設の早期復旧を図ります。
- ④ 水道施設の更新に当たっては、効率的な利用を図るため、施設の統廃合を含めた検討を行い、可能なものは下水道施設を含めた検討を行います。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
老朽管の更新	km	2.8	9.9

資料：各課調べ

エ 下水道

- ① 下水道施設について、長期的支援から適切な更新を行うため、下水道事業に関する長期計画を策定し、経営状況を考慮して施設統合を含めた検討を行います。また、下水道の終末処理施設は河川に近く、氾濫による浸水の懸念があることから、防水対策に取り組みます。
- ② 下水道施設の更新に当たっては、機器の老朽化に対応した計画的更新を図るとともに、施設の統合によるスリム化を目指します。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
老朽化対策による設備更新施設数	施設	1	2

資料：各課調べ

(5) 金融

ア 被災時の資金繰り支援

被災時には事業者の資金繰りの悪化が懸念されることから、金融機関との連携を強化し事業者の資金繰りを支援します。

（６）情報通信

ア 通信基盤の冗長化

- ① 災害発生時に町内外や庁舎・事務所間の通信の途絶を回避するため、町が使用する通信回線を複数回線化するなどの冗長化を図ります。
- ② 通信事業者との連携を強化し、通信回線被災時の復旧の体制を確保します。

イ 放送基盤の更新

町のCATVについて、放送機器の老朽化が進んでいることから、適切な更新を図っていきます。あわせて、CATVの災害時の用途を明確化します。

ウ 住民の通信手段の確保

- ① 災害発生時の避難場所において避難してきた住民が町内外と適切に連絡が取りあえるよう、携帯電話用の充電機器を確保します。また停電時の代替通信手段として、エリアメール等の利用が可能な条件を整えます。
- ② NTTをはじめとする通信事業者の通信エリア外（不感地帯）では、災害状況や被災者の捜索などの状況把握が困難になることから、不感地帯における通信のあり方を検討します。

エ 町の情報発信と連絡体制の充実

- ① 災害発生時の住民への情報提供を円滑に行うため、防災行政無線と災害情報インターネットシステムとの連携を構築します。
- ② 職員が被災した場合でも、町や職員間の連絡を可能にして災害対応が行えるよう、職員被災時の通信手段を確保します。

（７）産業構造/農林水産

ア 災害時の初動対応支援

農業者に対して災害時に的確な気象情報を提供するため、農業者への連絡手段を複数確保することを目指します。

イ 農業基盤の整備と荒廃の抑止

利用されないため池や荒廃農地が災害時に破損し、土砂流出等により被害が拡大する可能性があることから、利用されないため池の廃止や荒廃農地からの土砂流出防止策を検討します。

■ 数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
農用地利用集積率	%	63	70

資料：各課調べ

ウ 森林の荒廃抑止

森林荒廃による治山・保水機能の低下が進み、崩落や水害が発生する懸念が高まっていることから、防災上重要な地点における森林荒廃を抑止する事業を行います。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
林業施業面積 (年)	ha	136.0	150.0
間伐材搬出量 (年)	m ³	8,015	8,000

資料：各課調べ

エ 漁港区域内の基盤整備の推進

- ① 漁港区域内における海岸保全施設の老朽化に対応して、海岸保全施設の長寿命化計画を策定します。あわせて、これらの施設の更新を図っていきます。
- ② 災害発生時の避難や防災資機材の展開のため、漁港におけるオープンスペースの確保を図ります。

オ 産業関連施設のあり方の見直し

観光施設等産業振興を目的として整備された施設の中には、老朽化が進み利用拡大が進まない一方、避難場所としての活用が困難なものもあることから、施設の統廃合や用途の変更を検討します。

カ 人材の確保

- ① 地域の担い手を確保し、廃業による事業所減を抑止するため、事業承継を支援します。
- ② 高齢化や経済状況の変動に伴う農林業の担い手減少によって荒廃農地の増加や森林荒廃が加速する懸念があることから、これを抑止するために農林業従事者の確保に取り組みます。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
農業の担い手数	経営体	42	48
新規漁業者	人	5	5
町内事業所従業員数	人	2,224	2,224
企業誘致数	件	0	1

資料：各課調べ

(8) 交通・物流

ア 幹線道路、生活道路の整備

- ① 国・県との連携の下で、未整備区間における幹線道路の整備を進めます。
- ② 町内の生活道路の整備と維持管理に努め、各集落における複数の輸送・救急搬送ルートの確保を目指します。これとともに、橋梁点検等により落橋や通行不能を抑止します。
- ③ 雪に強いまちづくりを目指し、除排雪機械の適切な配置と、消融雪施設の整備を推進します。

■ 数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
国道・県道の改良延長	m	116,023	116,023
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕済橋梁数	橋	40	55
町道の改良済み延長	m	189,755	190,475
工事実施済み歩道合計距離	m	11,464	11,464

資料：各課調べ

イ 公共交通の維持と利用促進

- ① 全国的な大規模災害発生時に公共交通機関が被災し、復旧に時間を要する、もしくは現状復旧ができないといった事態が発生していることから、災害対策に向けた要請を国、県、鉄道事業者等に行っていきます。
- ② 整備新幹線の延伸に伴い、現在の J R 線が並行在来線に転換することから、国、県との連携の下で路線の維持と経営の安定化に取り組みます。
- ③ 災害発生時を含め高齢ドライバーによる事故を抑止するため、免許返納と公共交通機関及びタクシー利用を推進します。

■ 数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
住民利用バスの年間利用者数	人	11,456	13,000
1 日当り乗車人数（町内にある JR の駅）	人	430	620
無雪化計画に沿った消雪路線の整備 （消雪路線数）（再掲）	路線	48	48
小型除雪車の貸与（貸与台数）（再掲）	台	19	22

資料：各課調べ

(9) 国土保全/環境

ア 危険箇所の調査と情報発信

町内の危険箇所の総点検を行い、未指定危険箇所の調査を行うなど町内の危険箇所に関する正確な情報の収集に努めます。収集した情報は防災カルテとしてとりまとめ、庁内及び住民との共有を図ります。

イ 河川及び海岸の改修の推進

- ① 国・県管理河川について、氾濫の危険性が高い箇所の改修を求めています。
- ② 町が管理する中小河川について氾濫・浸水対策を検討し、災害危険箇所の改修を進めます。
- ③ 海岸線の津波リスクが高い地点を中心に、県とともに、防潮堤や消波ブロックの整備を進めます。

ウ 災害時の廃棄物対応

大規模災害発生時には、がれきなどの膨大な廃棄物が発生し、その除去に時間を要することから、スポーツ施設等公共空間の一時的転用を含めて災害廃棄物の一時的な滞留場所を確保します。

(10) 土地利用・国土利用

ア 地すべり対策の推進

地権者の協力を得ながら、国・県との連携の下で県営治山事業及び県営砂防・急傾斜地崩壊対策事業を推進し、地すべり対策の徹底を図ります。

イ 地すべり対策等の人員確保

地すべり対策事業を進める際に欠かせない重機オペレーターが不足していることから、町外の人材を含めて重機オペレーターの確保を目指します。

4 本町における横断的取り組みの推進

強靱化の施策の中で、分野横断的かつ町内の一体的取り組みにより、効率的な実施が期待できるもの、財政状況等制約に対応して横断的な検討が必要なものを、以下の通り示します。

（１）災害マニュアル、データベースの整備

- ① 町内の公共施設をはじめとして、教育施設、福祉施設、企業等において災害発生時の初動体制や避難誘導の方法、避難場所、避難時の留意点、ライフラインの確保等の対応を定めたマニュアル整備を推進します。整備にあたっては避難行動要支援者及び要配慮者の実情に配慮しながら、町として標準的な災害時対応のあり方を具体的に定め、各施設・企業及び住民にとってわかりやすいものとすることを目指します。
- ② 災害時の危険箇所や避難の妨げになる危険空き家などの情報を一括で管理し、地理情報システム（GIS）等の地図情報で確認ができるようにするなど、危険箇所等の可視化を図り、町と各施設・企業及び住民との情報共有を推進します。

（２）地域社会の担い手確保

- ① 本町の人口減少と高齢化に伴い、農林水産業の就労人口や企業の就労者が減少しています。また公民館運営や災害ボランティアの担い手が不足し、自主防災組織ができないなど、災害発生時に対応する人員確保に支障をきたすようになっています。このため、大都市圏居住者にとってのゆとりある空間での勤務を可能とするリモートワークの機能や、自然の中での子育ての場としての機能を確保し、町外からの転入を促進します。
- ② 民生委員やボランティアと連携して、町内各地区における避難行動要支援者及び要配慮者への声掛け運動を推進し、相互の安否確認や日常の買い物等のサポート活動など、住民が無理なく地域社会の維持や防災対応に参加できる体制を検討します。

■数値目標

指標	単位	現状値 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
自主防災組織の育成	組織	25	30
ボランティアセンター登録の促進 (年間延べ登録者数)	人	37	50
自治会（集落）数	集落	73	73
年度ごとの町外からの移住者（再掲） ※移住定住施策による移住者	人	3	10

資料：各課調べ

(3) 基盤・施設の横断的な優先順位付け

- ① 町内の公共施設の多くは老朽化が進み、耐震基準を満たさないものがあるなど、早期に更新を図る必要がある一方、町の人口規模や財政状況からこのすべてを現状と同様の施設数や規模で更新することは困難となっています。さらに上下水道や道路・橋梁、漁港、砂防施設などの基盤に関しても更新や更なる整備が求められる一方、そのすべてを短期間で整備することは困難な状況となっています。このため、国・県施設についてはその更新や整備を求めながら、町の施設や基盤については、長寿命化計画を策定するとともに分野横断的な優先順位をつけ、より緊急度の高いものから整備を進めることとします。
- ② 町の施設の整備に当たっては、単独の用途では施設の利用効率が低いものを中心に、施設の統合・集約と多目的化を推進し、災害対策上重要な拠点施設を優先的に整備・更新することとします。

第5章 計画の進捗管理

1 分野横断的な推進体制の確立

本計画による強靱化の施策は、防災部門のみで対応できるものではなく、教育、保健医療・福祉、上下水道等のエネルギー（ライフライン）、産業などあらゆる分野にわたっています。特に人材の確保や防災拠点・公共施設の更新と統廃合など、強靱化の施策を推進するために全庁的な検討と推進の体制をつくり、分野横断的に施策に取り組んでいきます。

2 進捗状況の確認と公表

分野横断的な取り組みを着実に進めていくため、定期的に施策の進捗目標を定め、全庁的な会議等において進捗状況を確認し、遅れが生じた施策については進捗目標の見直しを行います。

また、施策の進捗目標と確認の結果については、ホームページ等で公表し、住民からの意見を募るなど、住民意向を反映するとともに、自助・共助の取り組みを促すよう働きかけを行います。

3 計画の弾力的な見直し

本計画の期間は令和3年度より令和7年度までとしていますが、本町における総合計画の見直しに加えて、今後国の施策の変更等により、随時計画の見直しが必要となる可能性があります。

こうした事態に備えて、本町では国や県の施策の動向を注視するとともに、施策を修正・変更する必要がある場合には、直ちに対応するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

4 国及び県への財政支援の要請

本計画に記載された強靱化の施策を実現するためには、自助の精神に基づく住民の協力、公助の精神に基づく地域社会・各種団体の取り組みが必要なことに加え、防災基盤の整備や防災拠点・公共施設の統廃合など、多額の財政負担を伴うものが多く存在します。こうした取り組みが進まなかった一因は本町の財政状況の厳しさにあり、財政状況を理由に計画が進捗しないと、災害発生時的確な対応ができない、「手遅れ」という事態を招きかねない状況です。

このため、計画の着実な進捗に向けて町として最大限の努力をかたむけるとともに、町の財源では対応不可能な施策については、国及び県に対して財政支援を求めています。

南越前町国土強靱化地域計画

〒919-0292

福井県南条郡南越前町東大道 29-1

電話：0778-47-3000（代表）

<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>